

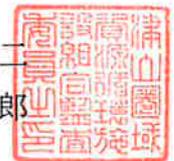
津山圏域資源循環施設組合  
監査委員告示第 1 号  
令和 5 年 1 月 16 日

地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 199 条第 1 項の規定に基づき令和 4 年度の定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

津山圏域資源循環施設組合

監査委員 和田 賢 二

監査委員 小 阪 四 郎



令和4年度

定期監査結果報告書

津山圏域資源循環施設組合監査委員

## 1 監査の対象、実施日等

対 象 津山圏域資源循環施設組合

実 施 日 令和4年11月21日

実施内容 聴取、現地調査（熱回収・リサイクル施設、最終処分場等）

実施場所 津山圏域資源循環施設組合事務所及び所管施設

## 2 監査の着眼点

令和3年度及び令和4年度における予算、収入、支出、契約、財産等の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、事業が効率的に実施されているか等を監査の着眼点とした。

## 3 監査の方法等

監査にあたっては津山圏域資源循環施設組合監査基準に基づき、監査資料、関係諸帳簿等の提出を求め、書類の照合確認、現地調査のほか、関係職員の説明の聴取などにより実施した。

## 4 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部において改善を要する点が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

職員の配置状況は次表のとおりである。今後とも組織管理・職員配置について適正化を図りながら、効率的な行政事務の執行に努めるよう望むものである。

また、軽易な事項については、監査時に改善するよう伝えたので、その記述は省略した。

### 職員の配置状況

(令和4年8月1日現在)

部課係名 \ 職名	事 務 局 長	事務局 次 長	主 幹	主 査	主 任	会計年度 任用職員	計
津山圏域 資源循環施設組合	1	1	1	2	2	2	9

## 改善を要する事項

- (1) 出張に伴う手土産を立替払で購入していた。組合が準用する津山市の支出の運用において立替払は原則禁止されており、その趣旨を踏まえて適正に事務処理されたい。
- (2) 最終処分場ガス検知システム保守点検業務委託の報告書を受託者以外が作成していた。契約書第4条の規定に基づき、適正に事務処理されたい。
- (3) 一般廃棄物処分等業務委託、使用済み乾電池等の運搬業務委託、使用済み乾電池等の処理処分業務委託について、支出予定額が300万円を超えているが、契約締結時に副管理者の決裁を受けていなかった。組合が準用する津山市事務決裁規程第12条第18号、同条第20号、第13条第9号及び同条第10号の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

## 5 監査委員の意見

津山圏域クリーンセンターは、熱回収施設、リサイクル施設、最終処分場及びリサイクルプラザを有する総合ごみ処理センターとして平成28年3月から稼働し、当年度末で7年が経過する。

これまで、施設運営を担う民間事業者と日々の情報交換を密にし、定期的に会議等を重ねることで安定した施設運営に努めてきたが、計画量以上の可燃ごみの搬入が続き、ごみピットの占有率が100%を超えることが常態化している。そうした中、令和3年7月にごみピットに積み上げていた可燃ごみが崩落し、施設の安定稼働に支障をきたしたため、令和3年度に約3,000t、令和4年度に約1,000tを外部に搬出して処理している。可燃ごみの搬入量は令和2年度以降減少に転じているが、計画量を上回っている状況が続いていることから、外部搬出の恒常化が懸念される。

ごみ搬入量の増加は、外部搬出などによるごみ処理に係る経費の増加だけでなく、設備・機器の劣化、損傷が計画より早い段階で発生する要因となっており、ごみの減量対策は急務である。また、可燃ごみに大型の不燃物が混入することによって搬出装置が停止したり、分別すれば有価物として売却可能なものが混入しており、ごみ分別の徹底も求められている。これらの課題に対して令和4年1月に「ごみ減量宣言」を発出し、構成市町と連携してごみの減量や分別の徹底に取り組んでいる効果も出始めている。今後も、住民や排出事業者への啓発を継続して進めるとともに、搬入業者に対する指導を徹底されたい。

津山圏域資源循環施設組合  
監査委員告示第 2 号  
令和 5 年 1 月 23 日

令和 4 年度定期監査の結果について、地方自治法第 292 条において準用する同法第 199 条第 1 4 項の規定に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山圏域資源循環施設組合

監査委員 和田 賢

監査委員 小阪 四郎



監査結果報告日 令和5年1月16日

措置等の内容

1	出張に伴う手土産を立替払で購入していた。組合が準用する津山市の支出の運用において立替払は原則禁止されており、その趣旨を踏まえて適正に事務処理されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	立替払での支払いが原則禁止されている理解が不足していたため、手土産を購入したもの。 今後、同様の案件が発生した場合、請求書での支払いとする様に事務局内で周知徹底を行った。	

2	最終処分場ガス検知システム保守点検業務委託の報告書を受託者以外が作成していた。契約書第4条の規定に基づき、適正に事務処理されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	津山圏域クリーンセンター最終処分場のガス検知システムは理研計器株式会社製であり、この対象設備に関する津山地域の維持管理対応は、理研計器株式会社の津山地域資格認定事業者である株式会社大熊が行っている。 このため、業務委託契約について株式会社大熊と交わしていたが、報告書の作成について理研計器株式会社が行っており、報告書受領の際に業務委託契約相手の確認不足により今回の事態となった。 今後、契約相手方の確認を確実にを行うよう留意する。	

3	<p>一般廃棄物処分等業務委託、使用済み乾電池等の運搬業務委託、使用済み乾電池等の処理処分業務委託について、支出予定額が300万円を超えていたが、契約締結時に副管理者の決裁を受けていなかった。組合が準用する津山市事務決裁規程第12条第18号、同条第20号、第13条第9号及び同条第10号の規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p>	
<p>区 分 (該当に○印)</p>	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
<p>措置等の内容</p>	<p>支出予定額が300万円を超えているにもかかわらず、事務決裁規程の確認不足により副管理者の決裁を受けていなかったもので、今後、確実に決裁を受けるよう留意する。</p> <p>なお、令和4年度については、300万円を超える契約について、契約時の決裁漏れはない。</p>	